

平成29年4月7日

九州エリアにおける10kW以上の低圧太陽光発電事業者の皆さま

経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー課

電気の電圧及び周波数の値を維持するために必要な発電事業者の協力義務について

今般、九州電力から「当社供給エリアでの電圧変動の発生について」が報告されました（平成29年4月7日付）。

この報告において、10kW以上の低圧太陽光発電設備に対して、新型能動方式による単独運転機能を有しているPCSを対象として設定変更を進めることとされており、当該設定変更に関して九州電力より対象となる設備を有する発電事業者に対して協力が求められています。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」第5条第1項第4号においては、認定基準として、再生可能エネルギー発電事業者は、電力会社から、当該電力会社がその供給する電気の電圧及び周波数の値を維持するために必要な範囲で、当該再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制その他の協力を求められたときは、これに協力するものであることが規定されています。

については、九州電力管内で10kW以上の低圧太陽光発電設備を有する再生可能エネルギー発電事業者においては、九州電力からPCS設定変更等の協力を求められた際にはこれに協力する義務があることをご認識いただき、適切に対応いただくよう要請いたします。

以上